

1. 馬代とは

問 古文書に興味を持っている者ですが、「河北の臣——蟻坂文書とその背景」（蟻坂花子著）を読んだら、馬代の文書について書いてありました。250文とか20文とかの馬代は、購入価格でしょうか。またそのような値段の駄馬を献上したのでしょうか。

答 同書のP279～283に次の通り記されています。

『御馬代仁百五拾文慥〔たしか〕ニ受取申候但し新規ニ進退被下候御祝義代也

白石与四郎（印）

六月十六日 豊島弥五右衛門（印）

蟻坂愛藏殿〔ぐるどの〕

御馬代貳拾文慥受取申候但し初而御目見得被仰付候御祝義也

豊嶋弥五右衛門（印）

六月十八日 白石与四郎（印）

蟻坂愛藏殿

小林〔清治〕先生は「この小残片は、復職、就職についての一連の文書と共に貴重なものと存じます。」とお教え頂いたので、無視しようと思っていた初めとちがい、丁寧によんでみようと思うようになった。……先ず小残片のかゝれてある御馬代二百五拾文、もう一つ貳拾文について〔で〕あるが、これが御祝儀として献上した馬の価格なのであろうか。宮城県史に尾山通男という人が馬についてかいていられるが、その中に引用している馬養録によると、「御召馬は五両にきまつてゐる」とか、種馬は五両であると書いてあるが、馬の価格というものはこんなに差があるものであろうか。ためしに戦前馬の獣医であった生物の先生にたずねると当然の事であるという御答であった。先生のいうには、戦前、種馬の価格は一頭二千円位であったが、普通の馬は三十円位であった。つまり種馬の約七十分の一の価格である。そうすると一両が四貫であるから、二百五拾文は種馬五両の約八十分の一で普通の馬なら買えるというのである。それでは六月十八日の貳拾文といふのは一体どうしたのであろうか。数週間馬の価格について調べたがどうもすばりと書いてある記事には出会わなかった。それにしても貳拾文といふ馬も献上するわけがないであろう。次のような解決はいけないであろうか。つまり、愛藏は六月十六日にお召しを受けたので、太刀御馬を献上しようと思って、~~×××~~二百五拾文の馬を連れていったのではなかろうか。ところがお菓子頂戴だけでそのチャンスがなく空しく帰ったのであろう。改めて六月十八日にお召しがあり、拝謁を仰せつかったので、その時の馬について行った豊嶋、白石に貳拾文払ったのではなかろうか。（単に個人的な御祝儀であったかもしれない。）何れにして、復職に関する一連の文書と共に、拝謁の事を示すこの二枚の小

残片を大切に保存していた愛蔵の喜びが目にみえるようである。』

この書の著者は、献進物の一つである「馬代」〔うましろ〕の知識皆無のため、「馬代金」とのみ思い込み、誤った追究をしています。問題の2通の文書は、献上物受付収納を役職とする豊嶋・白石両人が連名で発行した「馬代」の領収書であります。これについても知識が欠けていたため、一層の迷路に入り込んで、同一概念の「馬代」の一方を250文の正札付の馬とし、駄馬1頭にも値しない少額の20文の方を、豊嶋・白石に支払った馬引駄賃とまで、ちぐはぐでナンセンスにこじつけてしまっています。「肯山公治家記録」後編巻之18の延宝9年〔1681〕6月18日の条に『……蟻坂愛蔵徵出〔めしだし〕ノ御礼太刀馬代献上拝謁』と明記してあることに徴しても、「馬代」は著者の考えるようなものでないことがはっきりします。

そもそも、馬は日本列島固有の動物ではなく、騎馬民族によって持込まれた外来のものであります。異質の風土気候になじんで繁殖力をもつようになるまで、永い年月を要したのであります。稀少性・効用性が高いだけ、それだけこれが入手欲求は根強いものがあったであります。歴史の示す通り、馬は、上層階級の乗用として、また戦闘機動力として珍重されてきました。かの、幾度となく繰返された蝦夷征伐も、一つには馬産地みちのくを掌握するための、中央勢力の北進であったとさえいわれます。このように魅力的な馬は、黄金や刀とともに、献進物の最上のものとされてきました。伊達家の古文書の中にも、第13世尚宗が足利將軍義政へ良馬20匹献上、第14世稙宗が將軍(2)義植に獻じた良馬が嘉納されて、將軍家の厩舎に入った旨を記したものなど残っており、馬献上が(3)盛んに行われた事實をうかがうことができます。実際に馬そのものを引き出して献上したので、「引出物」・「引物」ともいい、今に残る言葉の起原になっています。ところが、時代が下るにつれて、この儀礼慣行は形式化し、馬そのものではなく、その代物として金錢を贈ることに変化してしまいました。これを「馬代」〔うましろ〕と称するのであります。「代」〔しろ〕とは「代りとなるもの・代用」のことで、馬売買の代金のことではありません。「馬代」の金額も、必ずしも馬の値段に見合うものではなく、身分の格差や時と場合により、さまざまな相場が自然に生じて行ったようあります。同様に献上品としての刀も本物ではなく、「上り太刀」と称する木製の飾太刀で代用されるようになりました。徳川時代に入ると、諸大名は参府出仕の時とか、年始・五節供・歳暮・叙位・任官・昇進・慶祝その他の事あるたびに、御礼と称して将軍家に金品を献上することになっていました。勿論、その中の一つにこの「馬代」が入っていました。大名家の格式により「馬代」には、「金馬代」と「銀馬代」の別がありました。この慣行は、諸国の大名家にあっても同様で、家臣がそれぞれの身分に応じて、金品を献上することになっていました。その一つとして、「馬代」を献ずることが行われていたのであります。蟻坂愛蔵の獻じたのは「銭馬代」だったのでした。

要するに、「馬代」は「うましろ」と訓むべきで、その実質が金錢であることを明確に知ることが肝要であります。「河北の臣」が、単なる私的研究物ではなく、公刊市販されているだけに、お尋ねのことに類する誤りを拡散する恐れがあります。率直な指摘を敢てしましたのは、このような

ことを懸念したからであります。なお、古文書は、本来あくまでも史料として存在するものであります。字面だけの浅薄な読み方を誇る、物好きのための読み方材料ではありません。文字を読めさえすれば、どんな読み方をしても、読めたということにはなりません。例えば「身代」を「みのしろ」・「みがわり」・「しんたい」、「地方」を「じかた」・「ちほう」、「地形」を「ちぎょう」・「ちけい」と訓みわけることによって、意味することも全く違ってきます。文書は正読できなければ正解できず、正解していなければ正読できない表裏関係があります。「歴史を読み取ることのできる者」でなければ、古文書に触れる資格のないことを、特にこの書からの教訓として学びとるべきであります。

注(1) 慶安2年〔1649〕8月5日、伊達忠宗が、蟻坂丹波仲久に切腹を命じ、同家は断絶した。
延宝8年〔1680〕11月11日、在府中の網村が蟻坂再興を命じた。

注(2) 「伊達家文書之1」（「大日本古文書家わけ第三」の内）「47伊達成宗上洛日記写」に『文明十五年〔1483〕癸卯十月十日御京着

一 十一日……御出仕之時御つかひものの事、東山様〔足利義政〕へ御太刀一振國綱、砂金百両、御馬二十疋
鷄毛〔ときげ〕十疋 粟毛〔さるげ〕十疋

一 若様〔足利義尚〕へ御太刀一振晃光、砂金百両、御馬廿疋毛ハいろいろ、

一 御たいの屋〔富子〕へ万疋、一 細川殿〔政元〕へ、直ニ御太刀一振國綱、砂金五十両、御馬十疋毛ハいろいろ

一 典厩様〔てんきうさま〕細川政国〔政国〕へ御太刀一振安則、砂金五十両、むま〔馬〕五疋

一 伊勢殿〔貞宗〕へ太刀一振、砂金廿両、馬三疋……ものへ〔物武〕次郎さへもん方へ馬一疋、息弥六方へ一ひき、御つかはし候、

一 十二日てんきうさまの御内ニ、勝田方へむま一ひき……

一 はたけ山之御内曾我方へ馬一疋、これはさか本へ御むかいにまいり候とき、御つかい候、一 御やとつかはし候戸松に、馬一疋くたされ候、十三日日野殿〔政資〕へ馬一疋、黒毛進候、十三日ニ布施下野方へ馬一疋進候、十三日細川殿御内、細川民部方へむ万〔馬〕一疋、十三日細川御内、寺町方へ馬一疋進候、十三日細川殿御内に、秋庭方へ馬一疋進候、〔下略〕』とある。

注(3) 「伊達家文書之1」（「大日本古文書家わけ第三」の内）の「75新開隆実奉書」に『就御字〔片諱〕并御官途之儀御礼御申之旨、寺町致披露、則被達上聞候之処、御進上之御馬、何〔いずれも〕被入置御厩、相叶上意候之条、御面目之至候〔下略〕

（永正十五年〔1518〕カ）

四月五日 伊豆守隆実（花押）

謹上 伊達左京太夫〔稙宗〕殿』とある。

また、「71伊達稙宗馬進上留書」に

『公方様へ

根子鷹毛 無紋

山辺月毛 無紋

徳猿月毛 無紋

青黒 無紋

駒黒 無紋

細川殿(高国)

悟阿弥月毛 無紋

壹岐栗毛 無紋〔下略〕』とある。

注(4) 金1枚〔大判1枚〕。10万石以上の大名は金馬代。但し、松平備後守〔大聖寺前田〕・溝口信濃守〔新発田〕は銀馬代ときまっていた。金1枚の公定相場は金7両2分であった。

注(5) 銀1枚、〔銀子ともいい銀43匁を橢円形に成形し、贈答専用であった。〕10万石未満の大名は銀馬代を献じた。但し松平左京大夫〔四条3万石〕・有馬遠江守〔丸岡5万石〕は例外で金馬代を献上した。

資料 日本史辞典増補改訂版(京都大学文学部編)

2. 六公四民とは

問 「宮城の算数ものがたり」(「宮城の算数ものがたり」刊行委員会編)の15ページに、『むかし年貢といって農民が作った米を藩に納めさせたのだよ。ふつうは六公四民といって、とれた米の60% (パーセント) を年貢として納めさせたんだよ。』と書いてあります。「六公四民」などということは、聞いたこともありません。仙台領の年貢は、そんなにも高率だったのでしょうか。

答 「とれた米の60%」と記してありますので、これが如何に高率な年貢となるか、平均値による単純計算で明らかにしてみます。仙台領の1貫文の田地は平均8反歩、その収量石高14.41石、これに要する持人〔かせぎにん〕最低3名とされていました。先ずこの持人の労働力を米に換算しますと、1人1日米5合〔1人扶持〕として、1年分〔平閏年平均360日〕5.4石となります。これをさし引いた可上納分は14.41石 - 5.4石 = 9.01石、六公四民の率で上納すべき年貢は14.4石 × 0.6 = 8.646石となり、残量は9.01石 - 8.646石 = 0.364石しかありません。これだけでは、持人の家族の生活、再生産のための必要コスト、更に年貢以外の重い諸税負担を充たすに足らず、農